

工事品質評価型入札について

工事品質評価型入札とは、工事成績評定点を入札参加の条件とする入札制度です。設定した条件は、工事発注表の「発注区分・条件」欄に記載します。

1 対象となる工種

通常7発注工事種別のうち造園を除く6発注工事種別
【土木一式、建築一式、電気、管、舗装、水道施設】

2 工事の発注区分及び参加条件

A区分・・・75点以上の業者対象区分
B区分・・・平均点以上の業者対象区分
C区分・・・65点以上の業者対象区分
D区分・・・全業者対象区分

※ 工事成績は発注工事種別毎に区分する。

3 B区分（平均点）の算出対象年度

工種毎に下記により算出する。

- ・土木一式、舗装、水道施設・・・過去4箇年度の平均点
- ・建築一式、電気、管・・・過去6箇年度の平均点

4 業者の平均点の算出対象年数

- ・土木一式、舗装、水道施設・・・過去4年間
- ・建築一式、電気、管・・・過去6年間

5 発注割合

原則として、全ての工事を工事品質評価型入札とし、発注区分ごとに次の割合となるよう参加条件を設定するものとする。なお、予定価格500万円未満の工事にはA区分の条件は付さない。

A区分・・・10%
B区分・・・50%
C区分・・・10%
D区分・・・30%

6 ワンランクアップ制度

自社の工事成績評定点の平均点が、発注条件の区分に該当しない場合でも、直近の工事において工事成績評定点が連続2回、75点以上であれば、自社の該当区分の直近上位の区分への入札参加が可能となる制度です。

7 工事発注表の「発注区分・条件」欄の記載例（A区分の例）

以下の条件を満たしていること。

(1) 薩摩川内市の土木一式工事の入札参加資格を有する者であり、本市の総合点500点以上が通知されているものであること。

(2) 土木一式工事に係る工事成績評定点が次のいずれかに該当するものであること。

ア 平成25年7月4日から平成29年7月5日までの工事成績評定点の2件以上の全ての平均点が75点以上であること。

イ 平成25年7月4日から平成29年7月5日までの工事成績評定点の2件以上の全ての平均点が〇〇.〇点以上74点未満であり、平成29年7月5日に直近する同一発注工事種別（土木一式工事）の工事成績評定点が連続2回75点以上であること。

8 適用開始日

平成29年7月1日以降の公告から適用